

大規模盛土造成地マップに関するQ & A

Q. どのようにして大規模盛土造成地の抽出調査を行ったのですか？

A. 宅地造成前後の新旧の地形図等をコンピュータ上で重ね合わせ、一団の住宅地等を対象に、造成後の地盤の高さが造成前より高くなっているところで一定規模以上のものを抽出したものです。

Q. マップに示されている大規模盛土造成地は危険なのですか？

A. マップは市内に分布する大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示したものです。大規模盛土造成地であるからといって必ずしも危険というわけではありません。

Q. もっと詳細な図面はありますか。

A. マップを作成するために使用した造成前の地形図等は、必ずしも精度が高くないため、誤差が含まれることを考慮してこの縮尺としています。

Q. 大規模盛土造成地の中にある土地で宅地造成や建築行為等をする場合に、何か特別な手続き等が必要ですか？また、宅地等を取引する場合に、重要事項説明書に記載する必要がありますか？

A. 大規模盛土造成地内であることにより、特別な手続き等の必要はなく、建築物の建築に際しても特別な規制はありません。

また、宅地建物取引業法に規定する重要事項説明書に記載することは求められていません。